

令和7年度 5月
売払番号 第101号
県有林産物公売 物件明細書
物件の種類：立木

- 1 入札日 令和7年5月21日(水)
- 2 開始時間 10:00
- 3 入札会場 岩泉地区合同庁舎 3階 第1会議室

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

問い合わせ先 沿岸広域振興局農林部
宮古農林振興センター林務室
岩泉林務出張所 県有林担当
TEL 0194-22-3113

目 次

1	日程等	1
2	入札会場位置図	1
3	公売物件の所在地及び数量等	2
4	現地案内の日程等	2～3
5	数量集計表	4
6	明細表	5～7
7	物件所在位置図	8～9
8	入札心得	10～11
9	入札書様式	12～14
10	委任状(参考様式)	15
11	伐採搬出等に係る留意事項	16
12	ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン	17～21
13	公売物件の概要	22

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

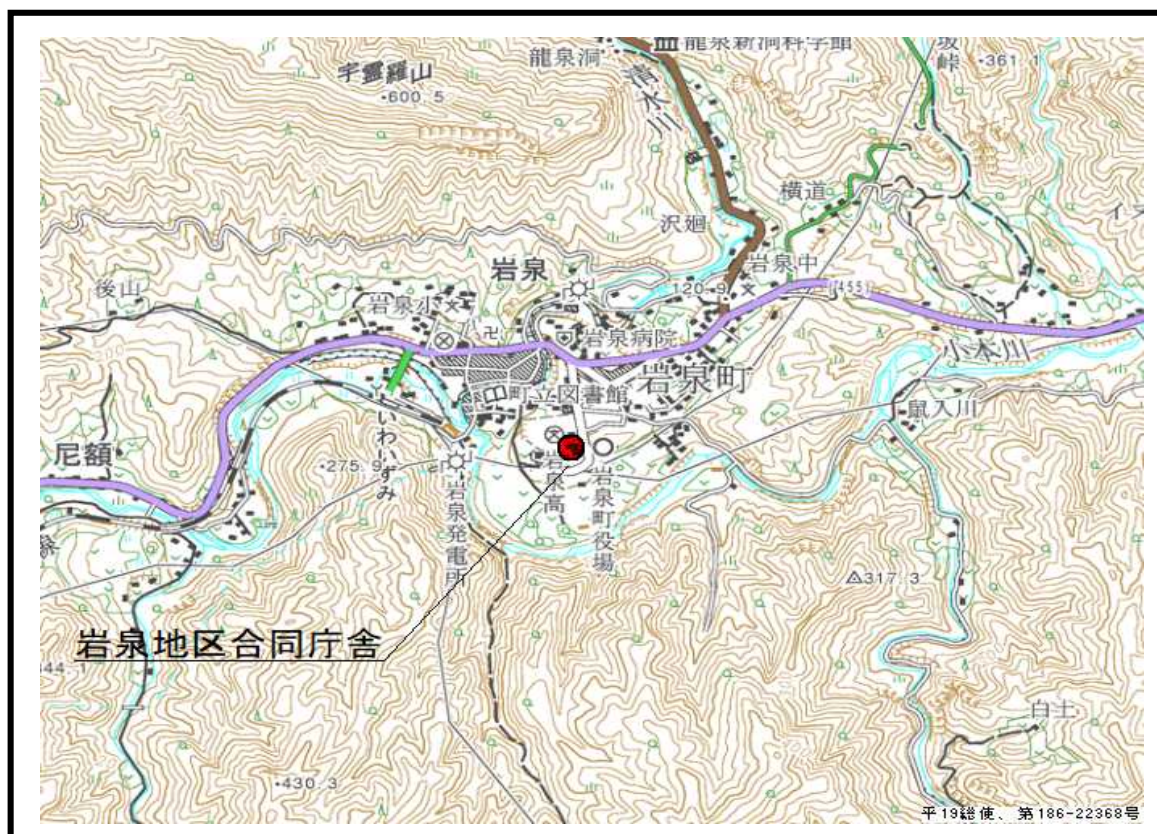
所 属	住 所	電話番号
沿岸広域振興局農林部	〒027-0501	
宮古農林振興センター林務室	下閉伊郡岩泉町	TEL 0194-22-3113
岩泉林務出張所 県有林担当	岩泉字松橋24番地3	FAX 0194-22-5173
岩手県農林水産部	〒020-8570	TEL 019-629-5797
森林保全課 県有林担当	盛岡市内丸10-1	FAX 019-629-5789

日程等

- | | |
|--------|--|
| 1 入札日 | 令和7年5月21日(水) |
| 2 開始時間 | 10:00 |
| 3 入札会場 | 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番地3
岩泉地区合同庁舎 3階 第1会議室
TEL 0194-22-3113 |

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図



公売物件の所在地及び数量等

売払 番号	所在地	県有林 の種類	事業 区名	保安林種	立木調査 の方法 ※2	区域面積 (ha)	主要樹種	立木材積 (m3)	FIT制度 優遇措置	搬出期間 ※1
101	下閉伊郡 岩泉町猿沢 字上の沢口 地内	新県行 造林	猿沢 (2)(3)(4)	—	航空 レーザ	52.79	スギ アカマツ	21,753	—	5年

※1) 搬出期間・・・物件を引渡してから伐採、搬出を終了するまでの期間。

※2) 標準地調査の場合、物件全体の立木本数や材積は調査地のデータから推定した値となっており、実際の数量とは差異がありますことをあらかじめご了承ください。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合がありますことをあらかじめご了承ください。

現地案内の日程等

売払 番号	日 時	集合場所	備 考
101	令和7年5月8日(木) 10:00	下閉伊郡岩泉町乙茂字乙茂90-1 道の駅「いわいずみ」 駐車場	現地までは車で移動

現地案内は、振興局の担当者が行います。

現地案内集合場所位置図

下閉伊郡岩泉町乙茂字乙茂90-1
道の駅「いわいずみ」 駐車場



数量集計表

売払 番号	事業区	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
101	猿沢(2)(3)(4)	スギ	52.79	10 ～ 58	7,365	10,199.092
		アカマツ		10 ～ 58	7,505	6,222.428
		カラマツ		10 ～ 56	2,773	2,246.613
		広葉樹		20 ～ 38	5,910	3,085.459
		計	52.79		23,553	21,753.592

売払番号 第101号

明細表（合計）

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ		広葉樹		合 計	
林 齢	47～57年生		47～60年生		49,55年生		64年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	4	0.228	3	0.207	6	0.372			13	0.807
12	10	0.935	8	0.792	17	1.666			35	3.393
14	20	2.772	38	5.054	30	4.470			88	12.296
16	74	13.960	82	14.905	97	19.885			253	48.750
18	92	22.556	177	40.310	191	51.952			460	114.818
20	161	50.501	295	86.672	220	77.000	120	21.840	796	236.013
22	251	98.569	394	139.690	282	128.310	272	68.656	1,199	435.225
24	346	166.655	577	243.034	313	175.280	775	246.509	2,011	831.478
26	385	224.843	708	367.712	245	158.760	1,412	594.164	2,750	1,345.479
28	450	302.182	706	418.506	264	205.392	1,205	615.600	2,625	1,541.680
30	499	398.988	759	536.775	241	222.202	1,161	751.614	2,660	1,909.579
32	525	494.511	706	559.640	213	220.242	725	557.806	2,169	1,832.199
34	545	577.514	637	561.698	178	213.422	170	153.850	1,530	1,506.484
36	549	675.249	560	573.588	162	214.488	60	63.240	1,331	1,526.565
38	503	691.625	504	569.148	111	168.276	10	12.180	1,128	1,441.229
40	490	767.242	398	514.646	85	140.930			973	1,422.818
42	459	792.234	320	449.566	45	84.465			824	1,326.265
44	447	866.199	227	344.964	41	83.476			715	1,294.639
46	367	773.287	158	272.592	17	37.400			542	1,083.279
48	314	740.710	97	180.398	11	27.071			422	948.179
50	278	706.798	71	150.544	2	5.284			351	862.626
52	205	561.700	45	101.825					250	663.525
54	158	477.194	20	48.894	1	3.020			179	529.108
56	144	477.600	10	26.926	1	3.250			155	507.776
58	89	315.040	5	14.342					94	329.382
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	7,365	10,199.092	7,505	6,222.428	2,773	2,246.613	5,910	3,085.459	23,553	21,753.592
平均直径										
平均樹高										

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

(再掲)

面 積	52.79 ha
立 木 本 数	23,553 本
立 木 材 積	21,753.592 m ³ (78,313 石)

売払番号 第101号

明細表 猿沢(2)(3)

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ		広葉樹		合 計	
林 齢	51,52,53,57年生		49,51,52,53,55,60年生		49,55年生		64年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	2	0.118	3	0.207	6	0.372			11	0.697
12	9	0.846	8	0.792	17	1.666			34	3.304
14	14	1.974	38	5.054	30	4.470			82	11.498
16	64	12.160	81	14.742	97	19.885			242	46.787
18	72	17.856	175	39.900	191	51.952			438	109.708
20	136	42.976	293	86.142	220	77.000	120	21.840	769	227.958
22	219	86.505	389	138.095	282	128.310	260	66.040	1,150	418.950
24	291	141.135	567	239.274	313	175.280	704	225.280	1,875	780.969
26	337	197.819	700	364.000	245	158.760	1,378	581.516	2,660	1,302.095
28	394	265.950	693	411.642	264	205.392	1,160	595.080	2,511	1,478.064
30	430	345.720	747	529.623	241	222.202	1,115	724.750	2,533	1,822.295
32	451	427.097	695	551.830	213	220.242	719	553.630	2,078	1,752.799
34	474	504.810	622	549.848	178	213.422	170	153.850	1,444	1,421.930
36	465	575.205	543	558.747	162	214.488	60	63.240	1,230	1,411.680
38	436	599.500	492	556.944	111	168.276	10	12.180	1,049	1,336.900
40	427	671.671	390	505.830	85	140.930			902	1,318.431
42	391	674.866	314	442.426	45	84.465			750	1,201.757
44	399	776.055	221	336.804	41	83.476			661	1,196.335
46	322	681.352	153	265.302	17	37.400			492	984.054
48	282	667.494	90	169.380	11	27.071			383	863.945
50	250	637.750	67	143.380	2	5.284			319	786.414
52	186	509.640	41	94.177					227	603.817
54	139	421.448	19	46.721	1	3.020			159	471.189
56	132	440.088	8	22.304	1	3.250			141	465.642
58	80	284.080	4	11.880					84	295.960
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	6,402	8,984.115	7,353	6,085.044	2,773	2,246.613	5,696	2,997.406	22,224	20,313.178
平均直径	36.7cm		31.5cm		27.5cm		27.8cm			
平均樹高	26.6m		20.9m		24.6m		19.0m			

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

(再掲)

面 積	50.08 ha
立 木 本 数	22,224 本
立 木 材 積	20,313.178 m ³ (73,127 石)

売払番号 第101号

明細表 猿沢(4)

樹 種	スギ		アカマツ		広葉樹				合 計	
林 齢	47年生		47年生		64年生					
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	2	0.110							2	0.110
12	1	0.089							1	0.089
14	6	0.798							6	0.798
16	10	1.800	1	0.163					11	1.963
18	20	4.700	2	0.410					22	5.110
20	25	7.525	2	0.530					27	8.055
22	32	12.064	5	1.595	12	2.616			49	16.275
24	55	25.520	10	3.760	71	21.229			136	50.509
26	48	27.024	8	3.712	34	12.648			90	43.384
28	56	36.232	13	6.864	45	20.520			114	63.616
30	69	53.268	12	7.152	46	26.864			127	87.284
32	74	67.414	11	7.810	6	4.176			91	79.400
34	71	72.704	15	11.850					86	84.554
36	84	100.044	17	14.841					101	114.885
38	67	92.125	12	12.204					79	104.329
40	63	95.571	8	8.816					71	104.387
42	68	117.368	6	7.140					74	124.508
44	48	90.144	6	8.160					54	98.304
46	45	91.935	5	7.290					50	99.225
48	32	73.216	7	11.018					39	84.234
50	28	69.048	4	7.164					32	76.212
52	19	52.060	4	7.648					23	59.708
54	19	55.746	1	2.173					20	57.919
56	12	37.512	2	4.622					14	42.134
58	9	30.960	1	2.462					10	33.422
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	963	1,214.977	152	137.384	214	88.053			1,329	1,440.414
平均直径	35.4cm		35.1cm		26.6cm					
平均樹高	25.4m		19.2m		16.5m					

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面 積	2.71 ha
立 木 本 数	1,329 本
立 木 材 積	1,440.414 m ³ (5,185 石)

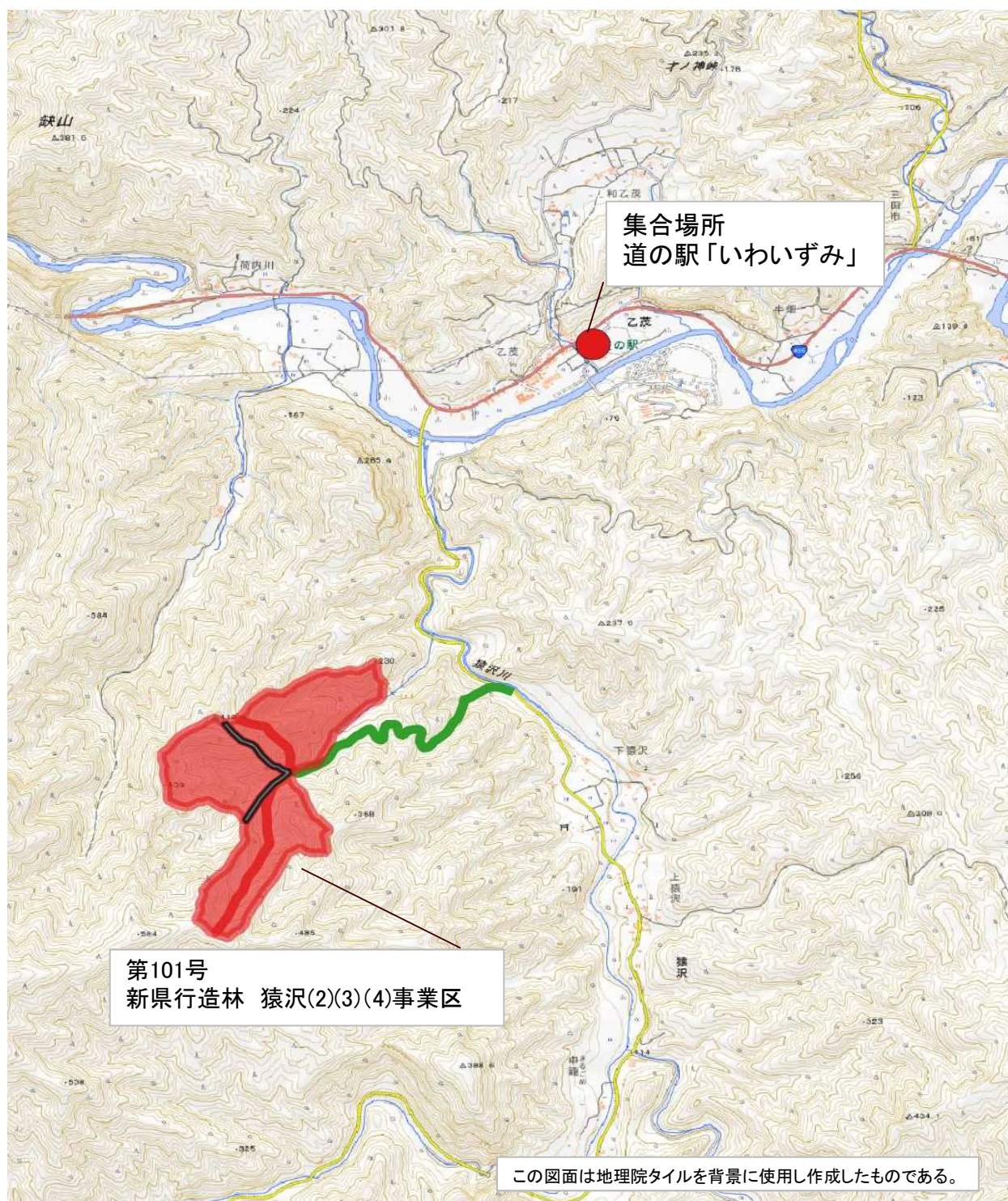
売払番号 第101号

物件所在位置図(その1)

下閉伊郡岩泉町猿沢字上の沢口 地内

新県行造林 猿沢(2)(3)(4)事業区

・・・物件所在地



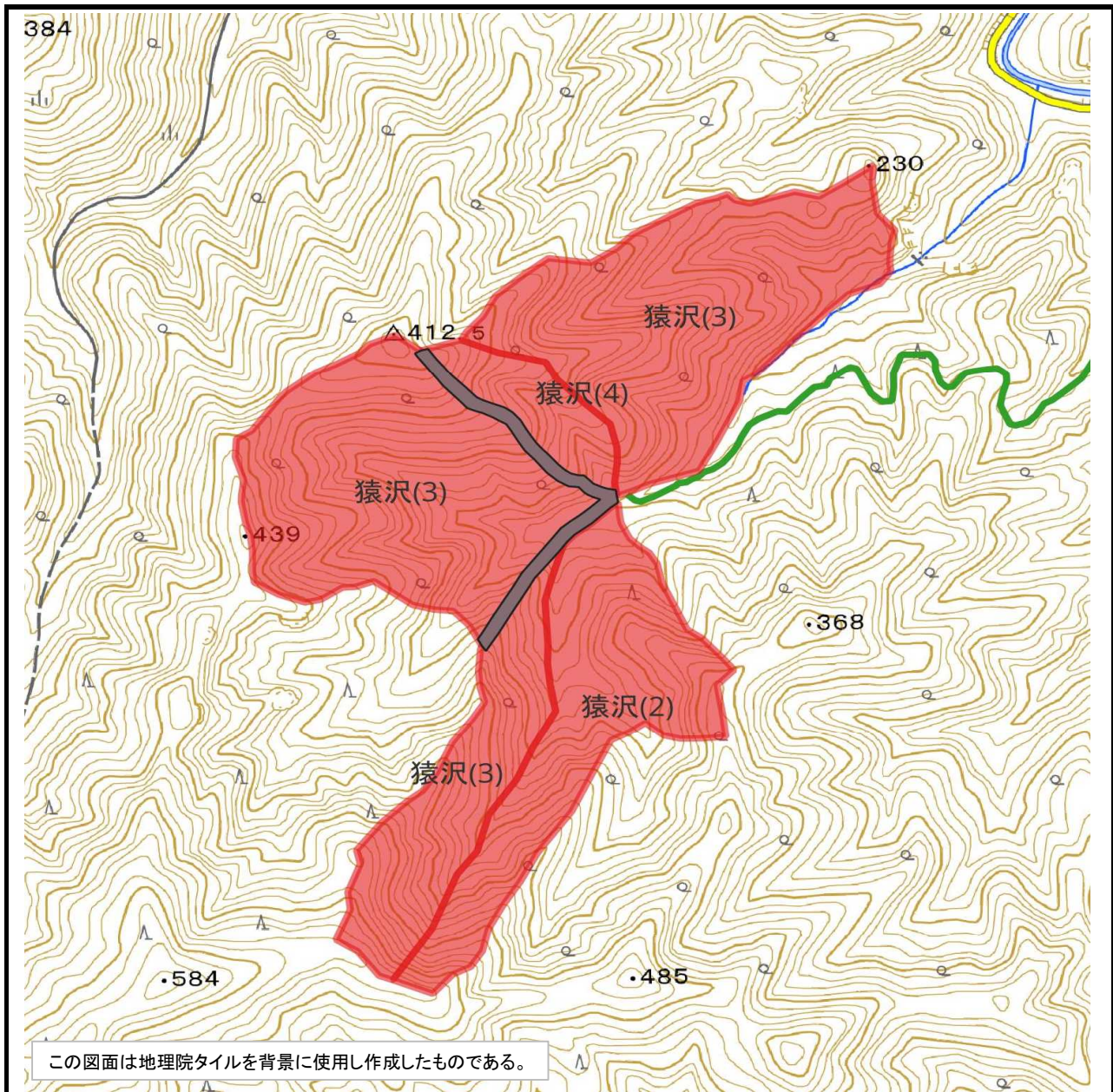
売払番号 第101号

物件所在位置図(その2)

下閉伊郡岩泉町猿沢字上の沢口 地内

新県行造林 猿沢(2)(3)(4)事業区

● バッファゾーン ● 物件所在地



車種	6t	搬出条件	
その他	・立木の伐採及び搬出に伴う林地崩壊等を未然に防止するため、搬出路の作設は必要最小限とするようお願いいたします。 ・車両の走行により、既設の作業道に著しい「わだち」が発生したなどの場合は、補修くださるようお願いいたします。		

別 記

県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

1 資格の確認

入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。

2 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札書記載事項等

(1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア 売払番号

イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ 入札年月日

エ 宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：沿岸広域振興局長 様））

オ 入札参加資格者名簿の登録番号

カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

(2) 入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ

印鑑を使用すること。ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

(3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

(4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4 代理入札

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

(2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5 事前入札

(1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター林務室岩泉林務出張所に到着するよう提出すること。

(2) 事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。

(3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和7年度 5月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。

(4) 外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。

(5) 持参する場合は、事前入札書提出届（様式第2号）により提出すること。

(6) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽）に該当する入札

イ 入札に参加する資格を有しない者による入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印をしていない入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ 上記5(2)及び(3)に定める事項の記載がない封筒による事前入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一の入札について2通以上の入札をした者の入札

コ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

- 7 落札者の決定
 - (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 8 再度入札
 - (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
 - (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。
 - (3) 最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加は認めない。
 - (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 9 指名競争入札における入札の辞退
 - (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 10 公正な入札の確保
 - (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 12 賠償責任
落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- 13 契約締結の留意事項
 - (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
イ その他著しい不適正な行為があつたとき。
 - (2) 落札者が、契約書を受領した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (3) 契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。
ア 入札日から起算して過去2か年間に於いて、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）
イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。
ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。
なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として3か月の延納を認める。

入札書

令和7年度5月県有林産物公売

落札

売払番号

第101号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和7年5月21日

沿岸広域振興局長 様

登録番号

住 所

氏 名

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

年 月 日

事前入札書提出届

令和 7 年度 5 月 県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。
記

- 1 売払番号 第101号
- 2 開札日 令和 7 年 5 月 21 日
- 3 入札者 登録番号 第 号
住 所
氏 名

受付印

記載例

入 札 書

令和7年度5月県有林産物公売

落札

売払番号

第101号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	○	□	△	○	0	0	0	0	0

年 月 日

沿岸広域振興局長 様

登録番号

委任する
場合は不要

住 所 ○○県△△市□□町××字○○番地

氏 名 ○○木材 株式会社

代表取締役 ○○ ○○

印

代理人が入札する
場合に記載

(上記代理人)

氏 名 △△ △△

印

委任のある支店等から
委任を受けた復代理人
が入札する場合に記載

(上記代理人)

住 所 ○○県□□市××町○○字□□番地

氏 名 ○○木材 株式会社 □□営業所

営業所長 □□ □□

(上記復代理人)

氏 名 △△ △△

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

(参考様式)

委任状

令和 年 月 日

沿岸広域振興局長 様

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任する入札

(1) 件 名 令和7年度5月県有林産物公売（売払番号 第101号）

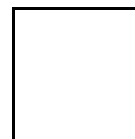
(2) 入札日 令和7年5月21日

2 代理人

住 所

氏 名

使用印



県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け 林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあつて、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

5 ナラ類の伐採、搬出について

岩手県では、ナラ枯れ被害が拡大していることから、ナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採、搬出する際は、岩泉林務出張所に確認し、被害地域に含まれた場合は、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守願います。

6 放射性セシウムの測定について

広葉樹等をしいたけ原木及び薪として使用する場合は放射性セシウムの測定が必要となることから、適切に対応願います。

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

ー岩手県農林水産部森林整備課ー

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、
積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要です。このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）**を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

補足 1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等に対して情報提供し、巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

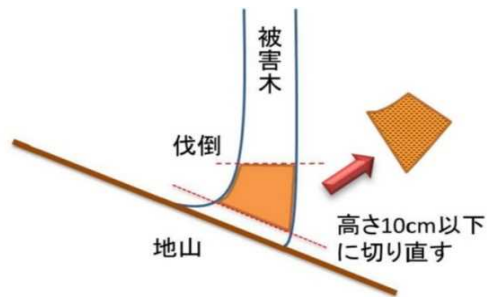
補足 2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にご相談**下さい。

- 3 ^{しお}葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス 左：オス
体長は5mm程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



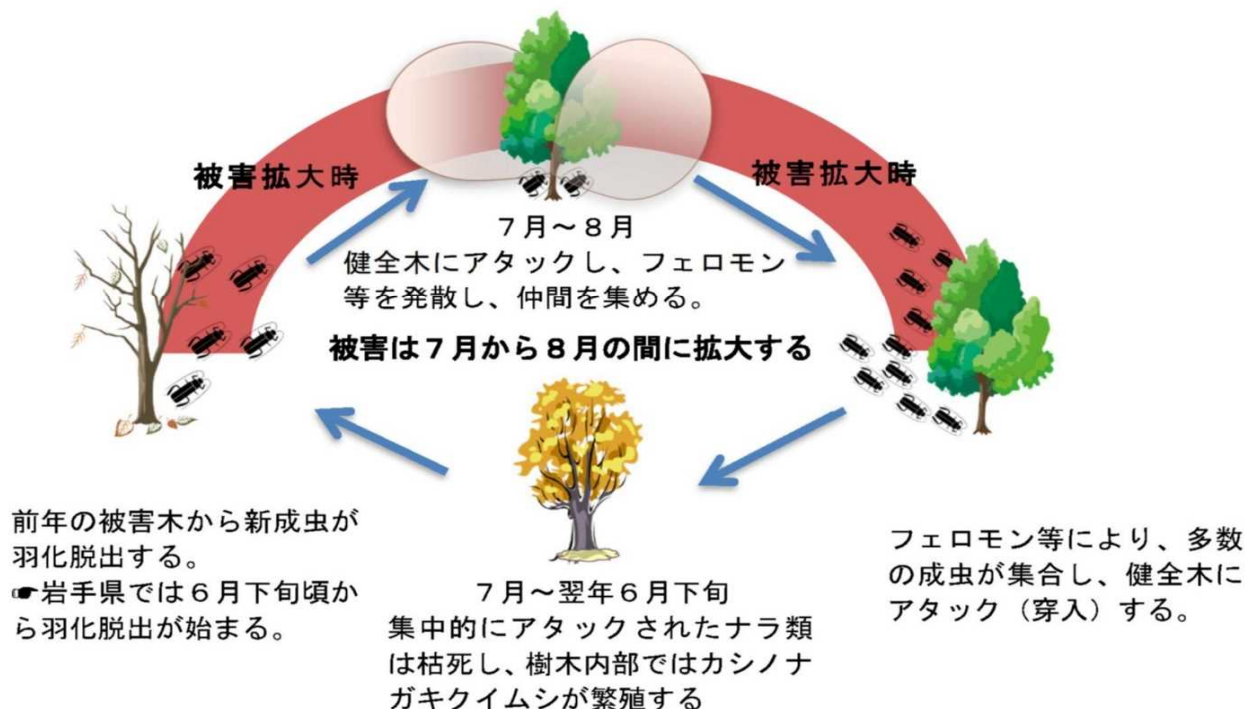
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel — —)

住所：

氏名又は名称：

印

(Tel — —)

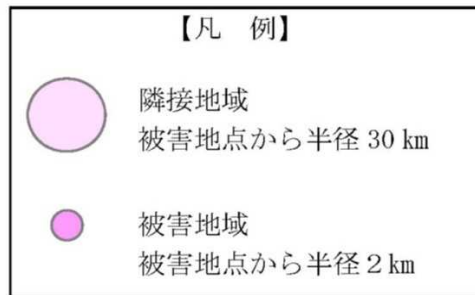
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限 年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法 ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れ
がありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破砕（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

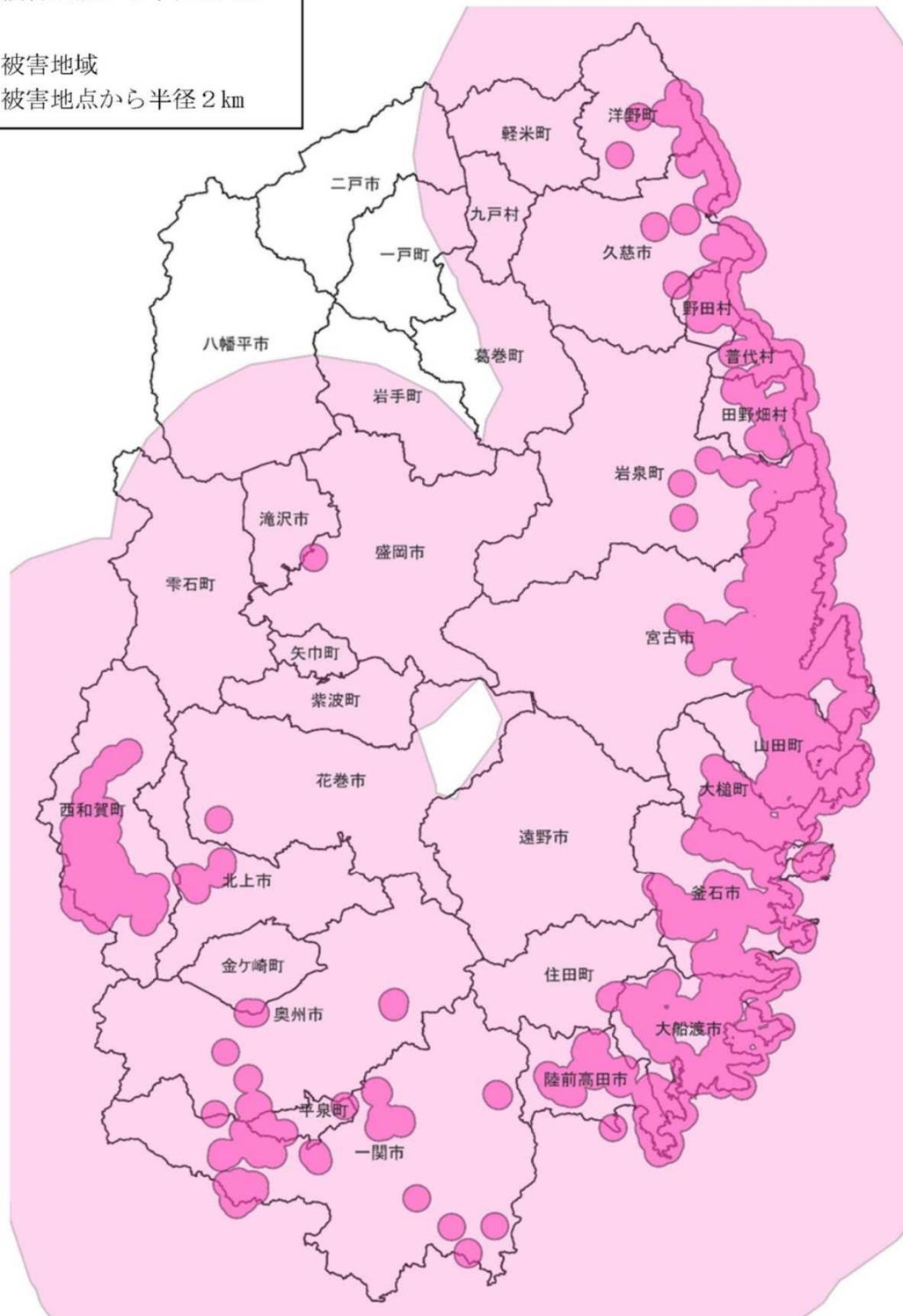
【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



- ・平成 28～令和 7 年 2 月 4 日時点の被害
- ・花巻市は国有林の被害を示す



この区域図は令和 7 年 2 月 4 日現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

公売物件の概要

下閉伊郡岩泉町猿沢字上の沢口 地内

新県行造林 猿沢(2)(3)(4)事業区

1 林内状況



スギ (47～57年生)



アカマツ (47～60年生)

2 施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S41～S54	
下刈	S41～S58	
除伐	S52～H10	
素材生産(間伐)		
保育間伐	H12.H13.H21.H22.H26	

3 道路状況



この図面は地理院タイルを背景に使用し作成したものである。

